

大阪ウィークにおけるステージイベント 「いまこそ考える私たちの環境の未来」企画・運営等委託業 務に係る企画提案公募要領

本公募は、大阪府議会の令和7年2月定例会で「令和7年度大阪府一般会計予算」が可決され、本事業に係る予算が成立した場合にのみ事業化される停止条件付きの公募です。本事業に係る予算が成立しない場合は、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

大阪府では、2025年大阪・関西万博における大阪ウィークのステージイベント「いまこそ考える私たちの環境の未来」にて、出演者と万博来場者等との意見交換等を通じて「おおさか環境宣言」を決定し、大阪・関西万博から世界に向けたメッセージを発信します。

このステージイベントの企画展開・運営については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施する必要があるため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 業務名

大阪ウィークにおけるステージイベント「いまこそ考える私たちの環境の未来」企画・運営等委託業務

(1) 業務の趣旨・目的

2024年度のこどもエコクラブ全国エコ活コンクールの受賞3団体及びおおさか環境賞の過去の受賞3団体を2025年大阪・関西万博会場における大阪ウィークのステージイベントに招待し、現在の環境活動及び自社の取組を紹介してもらい万博来場者と交流・意見交換を行うなかで、それぞれが描く環境の未来をとりまとめ「おおさか環境宣言」を決定し、万博会場から世界に向けたメッセージを発信して、エコ活動の活性化に繋げる。

(2) 業務概要

別添仕様書のとおり

(3) 委託上限額

18,370,000円（消費税及び地方消費税含む）

2 スケジュール

令和7年3月4日（火曜日）	公募開始
令和7年3月14日（金曜日）	説明会開催
令和7年3月21日（金曜日）	質問受付締切
令和7年4月4日（金曜日）	提案書類提出締切
令和7年4月10日（木曜日）	選定委員会
令和7年4月中旬頃	契約締結・事業開始
令和7年9月30日（火曜日）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

- イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和7年3月4日（火曜日）から令和7年4月4日（金曜日）まで

イ 配布方法

脱炭素・エネルギー政策課ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/eneseisaku/osakaweek.html>) からダウンロードできます。（直接の受け渡し、郵送による配布は行いません。）

ウ 受付期間

令和7年3月4日（火曜日）から令和7年4月4日（金曜日）まで

エ 提出方法

書類は郵送（当日消印有効）及び電子メール（eneseisaku-04@gbox.pref.osaka.lg.jp）にて提出をお願いします。電子メール送信後、必ず電話（06-6210-9549）にて受信の確認をお願いします。（電話は平日午前10時から午後6時まで）

＜送付先＞

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22階
大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課
戦略企画グループあて

オ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書（様式1：正本1部、副本4部）

イ 企画提案書（様式2：正本1部、副本4部）

ウ 応募金額提案書（様式3：正本1部、副本4部）

エ 事業実績申告書（様式4：正本1部、副本4部）

上記（様式4）に加え、別途、過去に実施した類似の事業実績の詳細資料がある場合は提出してください（様式自由：正本1部、副本4部）。

オ 共同企業体で参加の場合

- ① 共同企業体届出書（様式 5：1 部）
- ② 共同企業体協定書（写し）（様式 6：1 部）
- ③ 委任状（様式 7：1 部）
- ④ 使用印鑑届（様式 8：1 部）
- カ 誓約書（参加資格関係）（様式 9：1 部）
 - ※キ、ク、ケ、コ、サについては、全構成員文を提出してください。
 - ※シについては、該当する構成員文を提出してください。
- キ 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明してください。）
- ク ① 法人登記簿謄本（1 部）
 - ・ 法人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
- ② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）
 - ・ 個人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
 - ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1 部）
 - ・ 個人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
 - ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ケ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）
 - ① 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ・ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
 - ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- コ 財務諸表の写し（1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）
 - ① 貸借対照表
 - ② 損益計算書
 - ③ 株主資本等変動計算書
- サ 障がい者雇用状況報告書の写し（1 部）
 - ① 常用労働者数が 40.0 人以上の事業主の場合
 - ・ 「障がい者の雇用の促進等に関する法律」により、事業主に義務化されている「障がい者雇用状況報告書（様式第 6 号）」の写し
 - ・ 令和 6 年 6 月 1 日現在の状況について記載したもので本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
 - （インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）
 - ② 常用労働者数が 40.0 人未満の事業主の場合
 - ・ 「障がい者の雇用状況について」（様式 10：1 部）
- シ 「温室効果ガス削減目標の第三者認定状況」（様式 11：1 部）

以下に該当する場合はその証明となるものを提出してください。

①SBT 認定を取得している場合

- ・ SBT 認定取得企業として公表されているホームページの画面コピー

②気候変動対策の推進に関する条例に基づく計画書を届出している場合

- ・ 大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく対策計画書のうち「温室効果ガスの排出の量の削減に関する目標」が記載された箇所のコピー

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類アからエは正本を電子メールでも提出をお願いします。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

＜記入例＞大阪ウィークにおけるステージイベント「いまこそ考える私たちの環境の未来」
企画・運営等委託業務 提案書
株式会社〇〇（法人名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和7年3月14日（金曜日） 午後2時から午後3時まで

(2) 開催場所・方法

オンライン会議システム Microsoft Teams によるオンライン開催

(3) 申込方法

電子メール（eneseisaku-04@gbox.pref.osaka.lg.jp）で参加事業者名、参加者職・氏名、連絡先を明記の上、申込みください。

※件名に「【説明会申込】大阪ウィークにおけるステージイベント「いまこそ考える私たちの環境の未来」企画・運営等委託業務」と記載してください。

(4) 説明会への申込期限

令和7年3月13日（木曜日）午後5時まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和7年3月21日（金曜日）午後6時まで

(2) 提出方法

質問票に記入の上、電子メール（eneseisaku-04@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

※電子メールの件名は、「【質問】大阪ウィークにおけるステージイベント「いまこそ考える私たちの環境の未来」企画・運営等委託業務」としてください。

※口頭、電話による質問の受付は行いません。

※電子メール送信後、必ず電話(06-6210-9549)で受信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後6時まで）

※質問への回答は脱炭素・エネルギー政策課ホームページ

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/eneseisaku/osakaweek.html>）に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーションは4月10日（木曜日）午後15時にオンラインでの審査を予定しております。プレゼンテーション審査では、事前に提出した提案書類以外の資料等を使用することはできません。パワーポイント等の機材の使用は可能です。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点未満の場合は採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点	
【1】 業務遂行能力	・業務実施可能な体制及び人員を備えているか。 ・実現可能なスケジュール・内容が示されているか。 ・本業務と類似した過去の業務の実績があるか。	10点	
【2】 業務内容に関する提案	(1) ステージイベントの企画展開・運営		
	・環境の未来を考えることができるストーリー性があり、観客を楽しませる魅力あるステージイベントの具体的な展開内容が提案されているか。	10点	35点
	・意見交換の具体的な展開方法に加え、来場者との交流を図るための方法が提案されているか。	10点	
	・司会者やコメンテーターについて、適任であると見込まれる人選を複数名提案しているか。	5点	
	・発表者との調整について、実現可能なスケジュールが取られているか。	5点	
	・英語話者や聴覚に障がいがある人への具体的な対応策が提案	5点	

	されているか。		
	(2) 会場設営・管理 (ステージ装飾・人流整理等)		
	・会場設置や撤去について、滞りなく運営できる具体的な人員体制が提案されているか。	4 点	30 点
	・イラストや写真などを用いて、具体的なステージ装飾が提案されているか。	6 点	
	・機材オペレーションについて、具体的な人員体制が提案されているか。	4 点	
	・具体的な暑さ対策及び雨天対策が提案されているか。	8 点	
	・イベント全体が安全かつ滞りなく開催されるための運営体制及び人員配置が提案されているか。	8 点	
	(3) イベントの広報		
	・参加者を確保するための具体的な集客方法が提案されているか。	5 点	10 点
	・イベントを魅力的に発信するための工夫が提案されているか。	5 点	
【3】 障がい者雇用	・常用労働者 40 人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者 40 人未満の場合、1 人以上障がい者を雇用しているかどうか。	3 点	
【4】 温室効果ガス削減目標の第三者認定	・温室効果ガス削減目標を設定し、SBT 認定の取得または大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく対策計画書を届出しているかどうか。(SBT 認定の取得：2 点、条例対策計画の届出：1 点) ※ただし、重複評価は行わない。 ＜対策計画書届出者について＞ 大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づき策定している気候変動対策指針で示している温室効果ガスの削減目標設定の目安(1 年あたり 1.5%)以上の目標を設定した対策計画書を届出していること。	2 点	
【5】 価 格 点	満点(10 点)×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	10 点	
合 計		100 点	

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を脱炭素・エネルギー政策課ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/eneseisaku/osakaweek.html>）において公表します。応募者が 2 者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称 * 申込順

③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント

- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式 10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間にあって、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間にあって、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

- エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。
この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。
この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
 - イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
 - ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。